

土木研究所資料第505号
企43-12

研究計画に関する資料(3)

昭和43年9月

建設省土木研究所

目 次

1. 昭和44年度建設省重点施策	1
2. 昭和44年度科学技術振興費における 試験研究機関経費の増額等について	14
3. 試験研究機関別経費一覧表	18
4. 各省庁別定員削減目標について	26
5. 研究学園都市	31

昭和44年度建設省重点施策

近年における急激かつ広範な都市化の現象に対処し、国土全体の有効利用を図るため、全国にわたる近代的道路網の整備と国土保全及び水資源対策を推進し、有機的一体性を保った国土の建設に努めるとともに、新都市計画法等に基づく都市の整備及び開発、職住近接を旨とした住宅の建設並びに地域の特性に応じた地方道等の公共施設の整備を計画的に推進するものとする。また、これらの施策の基本となる土地問題については、合理的な地価の形成、土地の供給及び利用の促進、仮需要の抑制等総合的な対策の実施を図るものとする。

大規模な国土改造期に臨んで、国民生活の向上を図るためには、社会資本の充実に基本的な課題であることにかんがみ、この際、国土開発上の諸制度について、新たな効率化の方途を見出すとともに、必要な公共投資が時期を失せず行なわれるよう、その促進を期するものとする。

第1 都市対策の推進

激しい都市化に対処するため、新都市計画を強力に推進し、都市施設及び市街地開発事業の積極的促進を図るとともに、都市再開発を推進する。特に、事業用地等を先行的に取得するため新たに特別の財源措置を講ずる。

1. 新都市計画の推進

- (1) 市街化区域整備計画の下に、道路、下水道、公園、河川等の主要な都市施設の整備及び市街地開発事業の推進を重点的に行なう。
- (2) 既成市街地以外の市街化区域においては、先行的かつ積極的に土地区画整理事業を推進することにより、公共施設の整備を図るとともに、一団地の住宅施設に関する事業及び市街地開発事業の推進を図り、住宅及び宅地の大量供給を促進する。

また、これらの事業に必要な財源を確保するとともに、公共施設管理者負担金の増大、土地基金の積極的活用を図る。

- (3) 大都市及び主要都市の周辺部における緊急かつ大規模な土地区画整理事業を推進するための調査を行なう。
- (4) 都市計画規制に対応する土地の買取り、主要な都市計画事業予定地及び工場跡地の買取り等を行なうため、地方公共団体に土地基金の設置を促進し、公的土地保有の拡大を図るとともに、これらの土地基金に資金を融通するための中央土地基金（特殊法人）を設置する。
- (5) 都市計画区域における都市計画基礎調査に要する費用の補助制度を設ける。

2. 都市再開発の推進

(1) 市街地再開発事業の推進

- イ 既成市街地における土地利用の高度化、都市環境の改善、都市の防災機能の増進及び住宅供給の増大を図るため、都市再開発法の制定を図る。
 - ロ 市街地再開発事業の促進を図るため、建物撤去等に要する費用についての補助制度の拡充を図るとともに、市街地の再開発によって供給される住宅についての助成措置を講ずる。
 - ハ 住宅金融公庫、日本開発銀行その他の金融機関による市街地再開発事業に対する長期低利資金の貸付け等市街地再開発事業の財源の確保を図る。
- (2) 重要幹線街路の整備とあわせて既成市街地の都市改造土地区画整理事業を強力に推進する。
 - (3) 流通センター及び駐車場の整備を促進するため、地方債の枠の増大、日本開発銀行等による長期低利資金の貸付け等により、事業財源を確保するとともに、市街地環境の整備改善に資するため、特定街区内の建築物に対し、日本開発銀行等による融資を促進する。

3. 建築基準法の改正

用途地域制の合理化、私道の整備の推進、大規模建築物等の防災基準の

強化及び法の執行体制の整備等を図るため、建築基準法の所要の改正を行なう。

4. 公害及び防災対策の推進

(1) 公害防止事業団が都市計画事業として行なう緩衝緑地造成事業を積極的に推進する。

(2) 公共用水域における水質の汚濁、地盤沈下等の著しい都市について下水道整備事業、河川事業等を強力に推進するとともに、地下水の採取規制を強化する。

(3) 都市防災の推進

イ 都市災害の発生するおそれの多い江東地区等の市街地について、防災及び避難を目的とする総合的な市街地の改造計画の下に、防災の観点からする建築物の規制、防災構造物の建設、再開発事業等の積極的な推進を図る。

ロ 強震計測定網の充実、地震記録の解析態勢の整備及び耐震建築の基準の整備を図るとともに、建築物の防災対策に関する調査研究を一層強化する。

5. 下水道の整備の促進

(1) 下水道整備5箇年計画の第3年度として、水質汚濁対策、浸水対策、新市街地対策等緊急を要する下水道の整備を促進するため、国庫補助事業の飛躍的増大を図る。特に大都市圏の中核都市については、幹線管渠の建設を優先することとして、下水道の急速な整備を図る。

(2) 公共下水道の未整備地域については、都市下水路の整備を強力に促進する。

6. 公園の整備と自然環境の保全

(1) 児童の遊び場の不足の解消及び交通事故の防止のため、児童公園の整備を促進し、特に児童公園用地の取得財源の確保を図る。また、青少年の体力向上に資するため、運動公園の積極的な整備を図る。

- (2) 都市における緑地の不足に対処するため、一般公園の整備を促進する。
- (3) 明治百年記念森林公園の本格的な整備を図る。
- (4) 古都における歴史的風土及び大都市近郊緑地を保全するための事業費の確保を図る。

第2 土地対策の推進

1. 地価公示制度の確立

地価形成の合理化と地価の安定を図るため、都市地域について定期的に標準地の正常な時価を公示する地価公示制度の確立を図る。このため、建設省の外局として土地鑑定委員会を設けるとともに、地価調査を大都市地域及び地方中核都市にわたって実施する等その拡充を図る。

2. 公的機関による宅地開発の推進

今後の急激な都市化による宅地需要の増大に対処し、環境の良好な宅地の大量供給を図るとともに、健全な市街地の開発整備を強力に推進するため、次の措置を講ずるほか、開発手法の改善を図る。

- (1) 日本住宅公団の宅地開発事業を推進するため、事業費の増大を図るとともに、次の措置を講ずる。

- イ 資金コストを7分に引き下げる。

- ロ 関連公共・公益施設の整備の円滑化を図るため、国庫補助事業の採択を拡大するとともに、立替施行資金の償還期間を15年とする。

- ハ 大規模開発地区においては、市場、病院、駐車場等の中心施設を早期に整備しなければならないので、これらの建設及び管理を一元的に行なう開発会社を設立するものとし、日本住宅公団がその資本金の一部を出資する。

- (2) 住宅金融公庫の融資による地方公共団体、地方住宅供給公社等の宅地開発を推進するため、事業費の増大を図るとともに、次の措置を講ずる。

- イ 地方公共団体、地方住宅供給公社等に対する融資について、融資率

を9割に引き上げるとともに、利率を7分に引き下げる。

- ロ 関連公共・公益施設に対する融資について、融資率を10割に引き上げるとともに、償還期間を15年以内とする。

3. 土地区画整理事業による宅地開発の推進

土地区画整理組合に対する無利子貸付金を増額するとともに、貸付条件の改善を図るほか、地方公共団体施行の土地区画整理事業に対する起債の拡充を図る。

4. 民間宅地造成に対する指導及び助成の強化

良好な民間宅地造成を指導、育成するための措置を講ずるとともに、宅地災害を防止するための技術基準の改善等を行なうほか、大規模かつ優良な民間宅地造成事業に対する住宅金融公庫の融資を拡大し、また、宅地造成融資保険制度の拡充強化を図る。

5. 宅地建物取引業の監督の強化と宅地建物割賦販売の規制

宅地建物取引の増大に伴い宅地建物取引業の監督を更に強化するとともに、前払式割賦販売における消費者の保護を図るため、免許条件の強化、積立金の担保制度等について新たな立法措置を講ずる。

第3 住宅対策の強化

現下の住宅難に対処するため、住宅需要の実態の推移に即応して、昭和45年度までに「1世帯1住宅」を実現することを目標とする住宅建設5箇年計画に基づき、住宅建設の積極的な推進を図るものとする。

この場合、都市においては、職住近接を原則として、土地の合理的利用と環境の改善を図るため、住宅の高層化、共同化の積極的な推進を図るものとする。

1. 公的資金による住宅の建設の拡充

(1) 公共賃貸住宅の建設の拡充

- イ 低所得者に対する公営住宅及び人口集中の著しい地域における勤務

者に対する公団、公社賃貸住宅の建設を拡充する。

ロ 住宅地区改良事業を積極的に推進する。

ハ 公営住宅の建設の促進及び管理の適正化を図るため、国の援助のあり方、既設公営住宅の建替え、高額所得者の取扱い等に関し所要の法改正を行なう。

(2) 公的資金による持家住宅の建設の拡充

イ 中堅階層の持家取得を促進するため、住宅金融公庫の持家建設に対する融資の拡充を図る。

ロ 農山漁村における住生活の近代化を図るため、農山漁村向けの住宅金融公庫の融資を増強する。

2. 一般民間住宅の建設の促進

(1) 民営賃貸住宅の建設について、住宅金融公庫の融資を大幅に強化拡充する。

(2) 民間資金の住宅建設への導入を円滑にするため、住宅金融公庫による融資保険制度の拡充強化等信用補完制度の充実を図る。

(3) 民間自力住宅建設を促進するため、現行の住宅関係各種課税の減免措置の要件の緩和、期限の延長等を行なうとともに、新たな減免措置の実現を図る。

3. 市街地における住宅建設の促進

(1) 公共の中高層市街地住宅の大量供給

市街地における中高層の公営、公社、公団住宅の建設を積極的に促進するものとし、このうち、高層の賃貸住宅については、家賃の軽減を図るため、補助率の引上げ、金利の引下げ等の措置を講ずる。

(2) 民営の中高層住宅の建設の促進

イ 土地担保融資制度の合理化等住宅金融公庫の中高層融資制度の改善及び拡充を図る。

ロ 中高層共同建築物の建設を促進するため、所要の減税措置の実現を

図る。

4. 住宅の質の向上，単価の適正化等

- (1) 公的資金による住宅については，規模増，不燃率及び中高層率の引上げ並びに建設費及び用地費の単価の適正化を図る。
- (2) 公営，公社及び公団住宅の建設を促進するため，次年度以降用地の取得造成の拡充等を図る。
- (3) 住宅金融公庫の融資及び日本住宅公団の立替え等による住宅団地の関連公共・公益施設の整備を強力に行なう。
- (4) 住宅の建設費の安定と質の向上を図るため，住宅建設の工業化を積極的に推進する。

第4 国土の保全の水資源の開発

1. 治水利水事業の促進

新治水事業5箇年計画の第2年度として，次の事項に重点を置いて治水利水事業を強力に推進する。

- (1) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川，近年災害の著しい河川等について，河川改修，ダム建設及び砂防事業を促進する。
- (2) 水系を一貫した計画の下に中小河川対策を推進する。特に重要な中小河川については，年次計画に基づき事業の早期完成を図る。
- (3) 局部的集中豪雨等に対処するための治水ダムの建設を推進し，あわせて渇水時における用水の確保を図る。
- (4) 最近，土石流により人命，財産に重大な被害が発生している実情にかんがみ，土石流対策を促進する。
- (5) 水源対策としての多目的ダム，河口堰等の建設を促進する。

2. 災害復旧関係事業の促進

- (1) 直轄災害復旧事業のうち北海道分については2箇年で，補助災害復旧事業については3箇年（緊要事業2箇年）で復旧するものとし，災害復

旧事業の早期完成を図る。

(2) 再度災害を防止するため災害関連事業の促進を図る。

3. 海岸事業の推進

高潮対策事業及び侵食対策事業を促進する。また、海岸事業を強力かつ計画的に実施するため、長期計画の策定を図る。

4. 急傾斜地崩壊対策の推進

急傾斜地の崩壊による災害の発生を防止するため、対策事業の実施を促進するとともに、崩壊危険区域及び災害危険区域の指定を促進する等により人命財産の保全措置の強化を図る。

5. 都市河川対策の推進

近年における都市の急速な発展に伴う都市河川の災害の急増に対処し、及び良好な都市環境の形成に資するため、都市河川について次の施策を推進する。

(1) 都市河川について河川改修、砂防事業等を格段に推進する。

(2) 大規模な宅地開発等に伴い発生する治水上の諸問題に対処するため、河川改修、砂防事業等の促進を図るほか、所要の防災措置を講ずる。

(3) 汚濁の著しい河川について浄化用水の導入等河川汚濁対策事業を促進する。

(4) 高水敷の整備を行なう等により、公共の空地を確保し、及び景観の美化を図る。

6. 利水対策の推進

著しい水需要の増大に対処して諸用水を確保するため、積極的に水資源の開発を図るほか、次の措置を講ずる。

(1) 首都圏をはじめ特に水需要のひっばくしている地域に重点を置いて、広域利水全国計画の策定を推進する。

(2) 水利用の適正化を図るため、慣行水利権、遊休水利権等の調査を推進する。

7. 琵琶湖総合開発の推進

琵琶湖沿岸地域の開発及び水害の防除を図るとともに、あわせて関係地域に対する用水の供給を確保するため、琵琶湖総合開発事業を推進する。

8. 河川管理の強化

- (1) 河川管理施設の維持修繕を強化するとともに、河川の台帳の調整を促進する。
- (2) 河川の水質調査を促進するとともに、河川への排水等について規制を強化する。
- (3) 利水ダム等重要な許可工作物の安全確保の措置を強化する。
- (4) 河川の巡視を強化する等河川管理体制を整備する。

9. 砂防指定地等の管理の強化

最近における山地開発等による山地の荒廃の現状にかんがみ、砂防指定地の拡大を図り、砂防指定地及び砂防設備の管理を強化する。

10. 砂利対策の推進

- (1) 砂利採取の規制を強化し、砂利採取に伴う公害の発生を防止する。
- (2) 地域の骨材需給の状態を勘案し、河川計画との調整を図りつつ、砂利資源開発のための所要の措置を講ずる。

11. 水防体制の強化

洪水予報、水防警報等のための観測通信施設を整備し、あわせて水防意欲の向上、水防団員の確保、水防資器材等の整備について所要の対策を推進し、水防体制の強化を図る。

第5 道路の整備

道路整備5箇年計画の第3年度として、事業の積極的推進を図るものとし、特に国土開発幹線自動車道建設事業及び一般道路の舗装事業を強力に促進する。

なお、国及び地方を通じ、道路整備事業財源の充実について効果的な対策

を講ずるほか、道路網の再編成に着手する。

1. 国土開発幹線自動車道の建設の促進

全国的高速道路網の早急な整備を図るため、中央、東北、中国、九州及び北陸の高速自動車国道をはじめ、緊急に整備すべき区間の建設を推進する。なお、その他の路線について基本計画等の策定を促進する。

2. 一般国道の整備の促進

- (1) 交通混雑の著しい路線についてバイパス等の建設を促進する。なお、有料道路による整備を拡充するとともに、地方公共団体の協力を得て、用地の先行取得を積極的に促進する。
- (2) 一般国道の一次改築は、昭和47年度概成を目途に整備を行なう。
- (3) 一般国道の維持管理の充実を図るとともに、地方建設局に道路情報センターを設置する等利用者の便益増進のための措置を推進する。

3. 地方道の整備の促進

- (1) 都道府県道については、舗装事業を強力に推進し、これとあわせて局部的な交通隘路箇所の早期解消を図るとともに、重要な地方的幹線及び地方開発を促進するための路線の整備を推進する。
- (2) 市町村道については、生活圏内の交通幹線網を形成する路線の整備を重点的に促進する。

なお、地方道の整備に当っては、奥地開発道路、山村振興道路等の整備に配慮する。

4. 都市交通対策の推進

- (1) 都市における自動車交通の最大の隘路となっている平面交差の解消を図るため、鉄道の高架化及び主要交差点の改良を促進する。
- (2) 都市における主要幹線街路を重点的に整備する。この場合において、土地区画整理事業等の積極的活用を図るものとし、あわせて主要都市周辺部における大規模な土地区画整理事業を推進するために必要な調査を行なう。

- (3) 都市高速道路の建設を強力に推進するとともに、関連街路の整備を促進する。また、名古屋都市高速道路の事業実施のための調査に着手する。
なお、首都、阪神両高速道路公団の財源構成の是正を図る。

5. 有料道路による道路整備の促進

有料道路制度による道路整備の促進を図るため、有料道路の事業主体の範囲を地方公社に及ぼす等、制度の改善を行なうとともに、有料道路整備資金の融資を大幅に拡充する。

6. 交通安全対策の推進

- (1) 交通安全施設等整備3箇年計画を拡大改訂して広範囲に整備を進めるとともに、踏切道における事故の防止を図るために必要な立体交差化等の事業を促進する。

- (2) 道路交通安全対策に関する技術の調査及び研究を促進する。

7. 冬季道路交通の確保

積雪寒冷地域における道路の交通確保を図るため、雪害事業特に除雪事業の拡大強化を図る。

8. その他

- (1) 東京湾及び大阪湾における埋立の進展による流通施設等各種施設の整備に対応し、新たに東京港横断道路に着工するとともに、大阪南港連絡道路の計画を策定する。

- (2) 本州四国連絡架橋については、日本道路公団において事業実施のための調査に着手する。

第6 建設事業の合理化

1. 建設工事の生産性の向上等

- (1) 雇用条件の改善、技能労務者の育成、産業開発青年隊事業の充実等により建設労働力の安定確保を図るとともに、労働力の有効活用を促進するための基礎的な調査を実施する。

- (2) 建設工事における技術革新を図り、積極的に新材料、新工法の開発を進め、性能判定のための試験及び検定を強化し、工業化及び規格化を促進し、設計、積算等を含め、業務の基準化・機械化を進める。なお、建築材料、建築構造等の認定の促進のため建築試験所を建築研究所に附置する。

2. 建設業の振興

建設業者の資質の向上、建設業の近代化、合理化等を促進するため、次の施策を実施する。

- (1) 建設業の登録制度の改善、下請業者の保護、発注者・元請間の片務的關係の是正、近似的な契約保証制度の確立等を実現するため所要の法改正等を行なう。
- (2) 建設業の企業合同又は協業化等の促進、経営の合理化、建設技術・技能の向上、建設労務者の福祉の向上、建設機械の充実等を図る。

第7 その他の重点施策

1. 官庁施設の整備

(1) 官庁営繕施行体制の整備

官庁営繕のあり方について抜本的検討を加え、これを極力一元的に実施することにより、その合理化、能率化を図るものとする。

(2) 一団地の官公庁施設の整備等

合同庁舎の建設、一団地の官公庁施設の整備特に霞が関の官公庁施設の境域内民有地の早期取得及び研究学園都市内官庁営繕を促進するとともに、迎賓館等の特殊建築物の営繕事業を促進する。

2. 地域開発の基礎的調査の推進等

地域開発に関する基礎的調査、公共投資の体系的効率化のための調査その他所管行政推進の基礎となる調査及び統計の充実を図る。

3. 国際協力の推進等

(1) 国際協力の推進

国際連合、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関の活動等に協力するとともに、先進国との技術交流及び東南アジア諸国等発展途上国に対する国際協力の促進を図る。

また、建設アタッシュの増設、国際地震工学研修事業の拡充強化を図る。

(2) 建設業者等の海外進出の推進

建設業者及び建設コンサルタントの海外進出の促進を図るため、海外建設市場の調査の実施、建設業者及び建設コンサルタントに対する指導の強化等を推進する。

4. 万国博覧会等関連事業の推進

(1) 万国博覧会日本政府館の建設を促進する。

(2) 万国博覧会、札幌オリンピック関連公共事業を推進する。

5. 地震予知事業の推進強化

地震予知のすみやかな実用化を図るため、全国にわたる基本的測地基準点の測量及び特定観測地域における測量を充実するとともに、地殻活動に関する情報の収集解析業務を強化拡充する。

6. 国土基本図等の整備の推進

国土基本図及び中縮尺地形図の整備特にこれらの地図の更新を強力に推進する。